

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種、ツラーレ種、バン種、ピング種、ブルックス種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種、ツラーレ種、バン種、ピング種、ブルックス種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
6 輸入検査 (1) 〔略〕 (2) (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 〔略〕	6 輸入検査 (1) 〔略〕 (2) (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 〔略〕